⑴　労働生産性 労働生産性(注)について、原則として、５年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である５年後までに２％以上、４年間の場合は1.5％以上、３年間の場合は１％以上向上させることを目標として設定することとする。 ただし、電気通信分野では、ＭＶＮＯやＦＶＮＯとして、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行し、経営力の強化を図ることなどが想定される。そのため、必ずしも減価償却費を加味した労働生産性を指標とすることが適切とは限らないことから、減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」を指標とするなど、事業内容等を踏まえて柔軟に目標を設定できることとする。また、目標とする数値についても、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。 なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又はグループ参加者個々の指標のいずれかとする。 （注）　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）で除したものとする。 ⑵　売上高経常利益率 売上高経常利益率について、原則として、５年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である５年後までに５％以上、４年間の場合は４％以上、３年間の場合は３％以上向上させることを目標として設定することとする。ただし、目標とする数値については、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。 ⑶　ＩＰｖ６への対応 電気通信事業者が提供するサービスについて、ＩＰｖ６未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスをＩＰｖ６に対応させることを目標として設定することとする。	
第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項 １　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。 ２　地域経済の健全な発展 国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用することにより経営力向上をしようとする電気通信事業者等に対して、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。 ３～７　［略］	第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項 １　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。 ［新設］ ２～６　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○総務省告示第二百四十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年総務省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子